

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る事務取扱い

1 例外給付の取り扱いについて

要支援1、2及び要介護1（自動排泄処理装置は要介護2、3を含む）の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具（表1）の使用が想定しにくいため、原則として報酬は算定できません。

しかし、厚生労働省が示した状態像に該当する場合は例外的に給付が認められています。

（表1）

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	原則、保険給付対象外	保険給付の対象	
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するもの)			

2 例外給付の対象となる要件

(1) 直近の認定調査結果により下記表2の状態像が確認できる場合

必要性にあつては、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が判断してください。(軽度者に対する福祉用具貸与届出の提出は不要です。)

(表2)

例外給付対象種目	要件	認定調査の結果
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者	1-7：歩行 「できない」
	(一) 日常的に歩行が困難な者	
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要な者	※(注) 参照
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	1-4：起き上がり 「できない」
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3：寝返り 「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3：寝返り 「できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	3-1：意思の伝達 「できる」以外 または 3-2～3-7のいずれか 「できない」 または 3-8～4-15のいずれか 「ない」以外 または 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(一) 意思の伝達、介助者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	
	(二) 移動において全介助を必要としない者	2-2：移動 「全介助」以外

オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8 : 立ち上がり 「できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1 : 移乗 「一部介助」 または 「全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ (注) 参照
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	2-6 : 排便 「全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	2-1 : 移乗 「全介助」

(注) ア (二)、オ (三) は該当する調査結果がないため、主治医等からの情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加する適切なケアマネジメントにより判断してください。(軽度者に対する福祉用具貸与届出の提出は不要です。)

(2) (1) に該当しない場合でも、下記表 3 の状態像に該当することを医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより判断されている場合

(表 3)

<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表 2 の「状態像」に該当する者</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに頻繁に表 2 の「状態像」に該当するにいたることが確実に見込まれる者</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表 2 の「状態像」に該当すると判断できる者</p>

(判断方法・順番)

- ① 医師の意見 (医学的な所見) に基づき判断され、
- ② サービス担当者会議を経た適切なケアマネジメントにより必要であると判断し、
- ③ 市町村が書面等確実な方法で確認

(注意事項)

①の医学的な所見の確認は、(2)の(表3) i～iiiのいずれかに該当するかを明確にしてください。

※「介護ベッドが必要」等、必要性のみの記載では、確認できないことがあります。

医師に所見を求める際は、「疾患名」、「疾患により引き起こされている症状」、「症状の軽減、危険性・重篤化の回避にその福祉用具が有用な理由」を記入するようお願いします。

3 届出書について

(1) 提出時期

- ・原則、貸与開始月の前月末までに提出してください。
- ・急を要する貸与（末期がん等）の場合は、市へその旨を事前報告し、後日理由書を提出してください。

(2) 提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与届出書
- ・医学的な所見の確認書類（写）
- ・ケアプラン1表、4表（写）
（介護予防の場合は介護予防サービス・支援計画書）

(3) その他

- ・承認とならない場合もあるため、軽度利用の申請を行う際は、利用者や家族に対して自費レンタルになる可能性がある旨説明願います。
- ・急を要する貸与（末期がん等）や認定の結果が遅れた場合以外の承認の遡及は原則認められませんので、ご注意ください。